

消費生活トラブル注意報 !!

★SNSの落とし穴に気をつけよう!

～悪質な「サクラ」商法に注意!～・・・北九州市立消費生活センター

(相談事例)

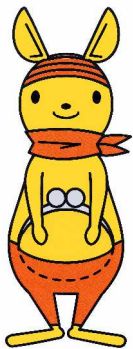
SNSで知り合っ、メールの交換を続けている知人。
ある日、「会社の携帯を使ってSNSを利用していたが回収されることになった。今後も連絡を取りたいので別のサイトに登録してほしい。」と連絡があり、そのサイトへ仮登録したが、文字化けして読めなかった。そのことを相手に伝えると「文字化け解消のためには3000円で正会員になる必要がある。あとで必ず返すから」と言うので、お金を振り込んだ。しかし、「あなたの手続きミスでできなかった」と、さらに追加の費用を請求された。

かかった費用は返すと言うが、本当に返してもらえるか。



(アドバイス)

- ◆このケースは、無料SNSサイトから悪質な有料メール交換サイトへ誘導するサクラ商法です。その相手は、有料サイトへ誘導し登録させる役割を持った偽者(サクラ)で、サイト業者の一員です。
お金をだまし取ることが目的なので、いくらお金を払っても返金されることはありません。
- ◆SNSは、共通の趣味や情報を共有する限られた会員が参加していると思いがちですが、実際は、誰がどのような目的で会員になっているかわかりません。
SNSだけでなく、インターネットでは相手が見えません。身分を偽って他人になりすまし、好意を持たせるような言動で信用させ、悪質商法や犯罪の標的にするなどのケースが多くあります。
- ◆「サクラ」はあの手この手を使ってお金を振り込ませようとし、
「サクラ」ではないかと気づいても「サクラ」の存在を証明することは困難なため、支払ったメール交換費用を取り戻すことは、非常に難しいです。
- ◆「サイトに登録して」「会いたい」「芸能人の悩みを聞いて欲しい」などの誘い文句のメールは要注意です。
- ◆インターネットで知り合った相手を安易に信用することはやめましょう。



● 各消費生活センターの相談窓口 ●

- 福岡県 092-632-0999 (日曜日も電話相談可)
- 福岡市 092-781-0999 (第2・第4土曜日も電話相談可)
- 北九州市 093-861-0999 (土曜日も相談可)
- *「消費者ホットライン」0570-064-370
(あなたの地域の消費生活センターにつながります。)